

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
 所長 金丸 憲史
 〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
 TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page	
1	パート・アルバイトの社会保険加入 厚労省が適用拡大特設サイトを開設
2	特集 準備は何から? 「労働保険の年度更新」
4	TOPICS <ul style="list-style-type: none"> ● 男性の育休促進を中心とした育児介護休業法改正案 ● 新型コロナウイルス感染症に対応した 新しいトライアル雇用助成金 ● インターンシップに 参加した学生の7割が「WEBのみ」 ● 外国人労働者数の増加率は前年より大幅低下
6	すっきりわかる。健康保険 傷病手当金はいつまでもらえる?
7	人事労務の法律ミニ教室 36 協定届に押印がいらなくなる?
8	改めて考えよう、この手当 家族手当
8	労務ひとこと 「労働力調査」休業者数は過去最高

パート・アルバイトの社会保険加入 厚労省が適用拡大特設サイトを開設

令和4年10月から段階的に、一部のパート・アルバイトへの社会保険の加入が義務化されます。この社会保険の適用拡大について、厚生労働省が特設サイトを開設しました。

上」など図のとおりです。

社会保険料の試算もできる

厚生労働省の「社会保険適用拡大特設サイト」では、企業がスムーズに対

応できるよう、社内準備の進め方や助成金の案内などが掲載されています。また、簡単に社会保険料の試算ができるシミュレーターもあるのでチェックしてみたいはいかがでしょうか。

来年10月からは100人超の企業も

現在は、従業員数501人以上の企業で働くパート・アルバイトについて社会保険の加入が義務となっていますが、令和4年10月からは従業員数101人以上の企業、令和6年10月からは51人以上の企業で働くパート・アルバイトも加入が義務化されます。

加入が義務化されるパート・アルバイトの条件は、「週の所定労働時間が20時間以上」「月額賃金が8.8万円以

対象となる企業

現在 従業員数 501人以上 の企業	▶	2022年10月~ 従業員数 101人以上 の企業	▶	2024年10月~ 従業員数 51人以上 の企業
------------------------------------	---	-------------------------------------------	---	------------------------------------------

従業員数は以下の
A+Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A フルタイムの 従業員数	+	B 週労働時間がフルタイムの 3/4以上の従業員数 <small>※従業員には、パート・アルバイトを含みます。</small>
----------------------------	---	---------------------------------------------------------------------------------

新たな加入対象者の把握

新たな加入対象者は、右の条件をすべて満たすパート・アルバイトの方です。

- ▶ 週の所定労働時間が20時間以上
- ▶ 月額賃金が8.8万円以上
- ▶ 2ヵ月以上の雇用の見込みがある
- ▶ 学生ではない